

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室⑨〕消費税その14

輸出物品販売場(免税店) 制度の改正について

Q：外国人旅行者向け消費税免税制度の改正について教えてください。

A：外国人旅行者による地方の消費を拡大し、地域経済の活性化を図るため、商店街、ショッピングセンターなど地方を訪れる外国人旅行者向

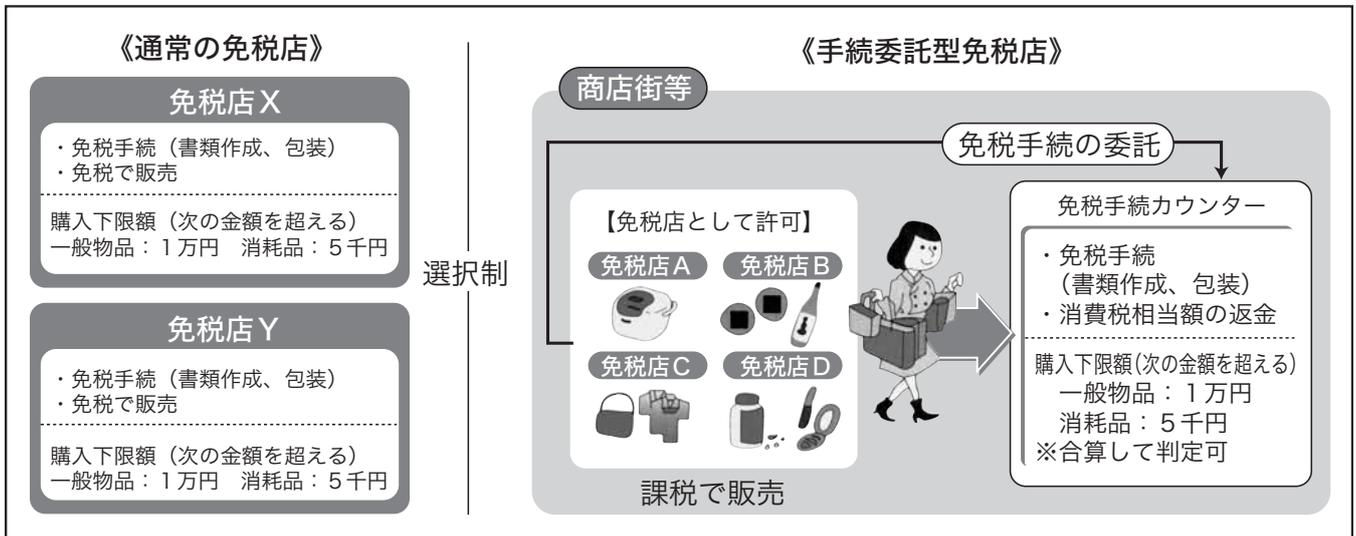
けの消費税免税制度が見直され、下記の2制度が創設されました。

手続委託型輸出物品販売場制度の創設

輸出物品販売場(免税店)における非居住者に譲渡する物品に係る免税販売手続きについて、商店街やショッピングセンター等の特定商業施設内に免税手続きカウンターを設置する承認免税事業者に代理させることができる「手続委託型輸出物品販売場」制度が創設されました。

手続委託型輸出物品販売場の許可又は承認免税事業者の承認を受けようとする事業者は、納税地の所轄税務署長の許可又は承認を受ける必要があります。

どこでも申告・納税 イータックス (<http://www.e-tax.nta.go.jp>)



商店街やショッピングモール内などにおける各店舗の免税手続を「免税手続カウンター」に委託することで、免税手続が簡素化されます。この場合、免税販売の対象となる購入下限額(一般物品：1万円、消耗品：5,000円)を超えるかの判定が各店舗における購入金額(税抜)の合計額で判定できるようになります。

事前承認港湾施設内における輸出物品販売場に係る届出制度の創設

国内及び国内以外の地域にわたって行われる旅客の輸送の用に供される船舶(外航クルーズ船等)が寄港する港湾の港湾施設内に、場所及び期限を定めて臨時販売場を設置しようとする事業者(輸出物品販売場を経営する事業者に限ります。)が、あらかじめ臨時販売場を設置する見込みの港湾施設内について納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合において、その設置日の前日までに臨時販売場を設置する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、その臨時販売場を輸出物品販売場(免税店)とみなして免税販売を行うことができる制度が創設されました。

【適用開始時期】

これらの改正は、平成27年4月1日以後に行われる輸出物品販売場等の許可申請等及び同日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用されず。

免税店制度とは

免税店制度とは、輸出物品販売場(免税店)の許可を受けた事業者が、訪日外国人旅行者等の非居住者に対して、免税対象物品を所定の方法で販売する場合に「消費税」が免除される制度です。

これは、非居住者が国内で購入した物品を

土産等として日本国外に持ち出すことを前提として、非居住者が事業用又は販売用として購入する場合や日本国外に持ち出さない場合には免税販売の対象外となります。

免税販売を行なうために理解しておくポイント

輸出物品販売場（免税店）の許可を受けること

非居住者に対する販売であること

免税対象金額（一般物品 1万円超 / 消耗品 5千円超～50万円）を満たすこと

購入記録票の作成等、所定の手続きが必要であること

非居住者が日本国外に持ち出すこと（消耗品は購入後30日以内）

（税制委員会：二木正文、忠地祐一、川窪光弘グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）

ふるさとの宝

次代へのおくりもの

210 ～松本・安曇野平誕生の物語～

犀竜泉小太郎伝説(生坂村 他)

この物語、生坂村では『犀竜泉小太郎伝説』という名称で、松本地域や大北地域では『泉小太郎伝説』という名で語り継がれてきました。それぞれの地域で多少の違いはありますが物語の概要は、“かつて松本・安曇野の平は山々から流れてくる水を湛える大変な大きな湖だった。湖には犀竜という竜が住み、東の地には白竜王が住んでいた。やがて二人の間に子供が生まれ「日光泉小太郎」と名付けられた。小太郎が立派に成長するにつれ、母である犀竜は自分の姿をはずかしく思い湖の底に隠れていた。小太郎は母恋しさに母を捜し回り、ようやく尾入沢(松本と明科の境あたり)という地で再会を果たした。その時、母は小太郎に、自分は諏訪大明神の化身であり、子孫・氏子の繁栄を願い現れたことを明かし、この湖の水を流して平

地とし、人々が暮らせる里にしようと告げた。小太郎は母である犀竜の背中に乗って山清路(生坂村)の巨岩や水内の橋の下(信州新町)岩山を突き破り、千曲川につなげて水を日本海まで流した。こうして湖があった場所は肥沃な松本・安曇野平となり、小太郎が母の背に乗った場所から千曲川に合流するまでの川の名前を母にちなみ犀川とした。”

というものです。(参考：信府統記旧俗伝 など)

上田地方にも「小泉小太郎伝説」というものがあるほか、各地に同じような名称・内容の伝承があるそうです。それらを著名な児童文学者松谷みよ子氏がまとめて、全国的に有名な『龍の子太郎』という作品に仕上げたともいわれております。

このように地元に伝わり、世代を超えて愛される物語をしっかりと後世に伝えていきたいものです。
(中山英也編集委員)

保健の窓

お薬手帳

病院や調剤薬局で「お薬手帳をお持ちですか？」と声を掛けられたことはありませんか。お薬手帳はその名の通り、自分が使っている薬の名前・量・日数・使用法などが記録できる手帳です。副作用歴やアレルギーの有無、既往歴なども記入することが出来ます。多くの場合は病院や薬局で記録してくれて、手帳を忘れてもシール状の記録を渡してくれます。

この制度は、処方された複数の薬の飲み合わせが

悪く、重篤な副作用が発生した事件等を契機に発足したそうです。一冊のノートに薬の服用歴をまとめておけば医療機関や薬局、旅先でもそのノートを見てもらえば飲み合わせや薬の重複をチェックしてもらい、副作用や飲み合わせのリスクを減らすことが出来ます。ですから、お薬手帳は一冊にまとめておき、医療機関や薬局に行く時はもちろん、外出する際には忘れずに持参することが大切になります。

自分で記載しなければならぬので少し大変ですが、ドラッグストアなどで一般用医薬品やサプリメント購入した後にもその内容を記録しておけば、より安全性が高まります。